

# 第1章 地域区分の基本的な考え方

## 1 区域別構想と地域別構想

### (1) 区域別構想の区域区分

- 本市を広域的な観点で区分すると、都市計画区域内と都市計画区域外に区分される。平成20年3月に策定した「松阪市都市計画マスタープラン地域別構想」の地域区分では、小・中学校区などの生活圏を基本として、地形的特徴、土地利用・市街地の状況、分断要素（道路、鉄道、河川等）、町丁界などから可能な限り地形・地物を区域界として、32地域を設定している。区域別構想は、32地域を都市計画区域内及び都市計画区域外の2区域でまとめ、区域単位での大きな地域づくりの方向性を示すものとする。
- 区域別構想における都市計画区域では、当該区域を対象とする立地適正化計画との整合性も図るものとする。



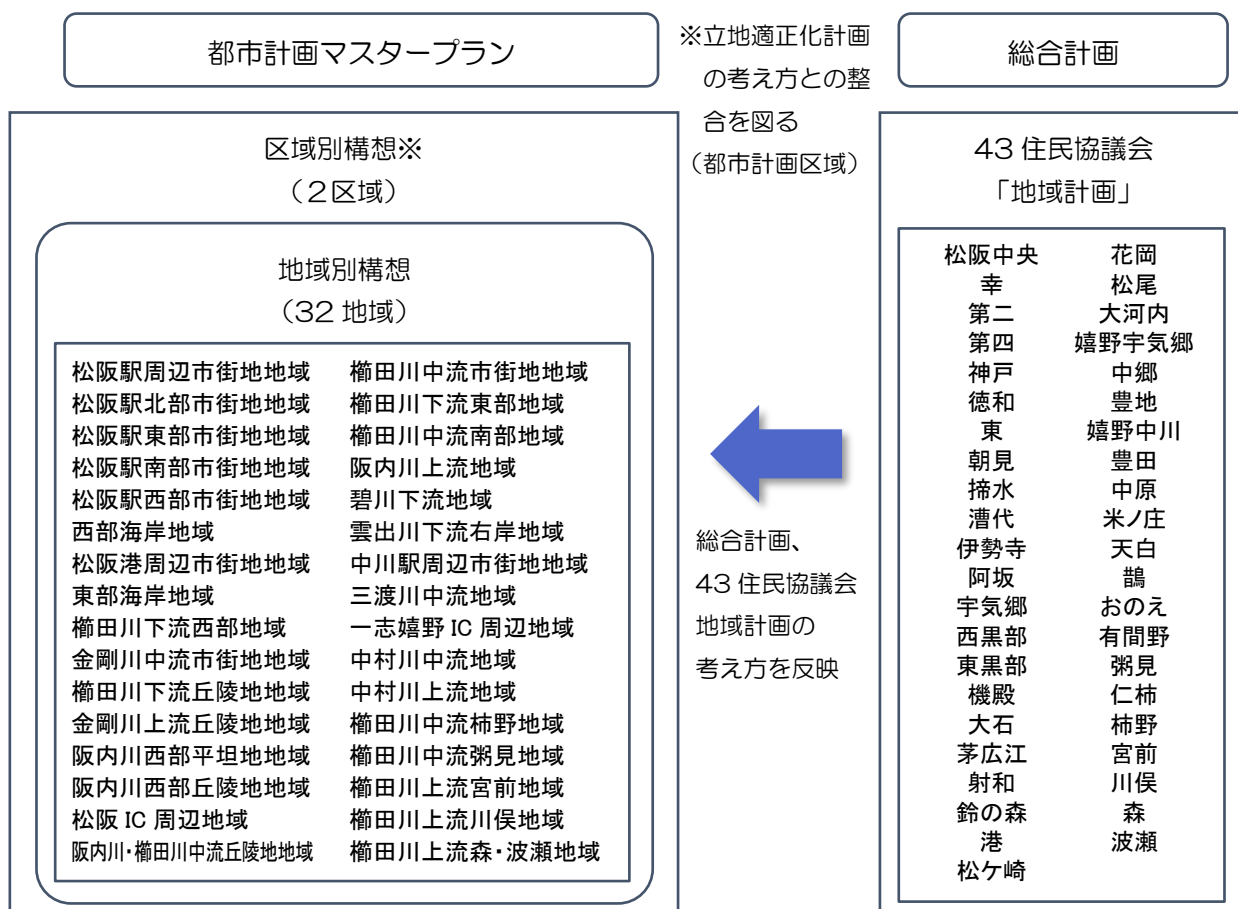
区域区分図

## (2) 地域別構想の地域区分

- ・地域区分は、地域別構想の単位であり、小・中学校区などの生活圏を基本として、地形的特徴、土地利用・市街地の状況、分断要素（道路、鉄道、河川等）、町丁界などから可能な限り地形・地物を区域界として活用することとして設定する。

### ■地域別構想における住民協議会の「地域計画」の反映について

- ・本市では、地域の住民などが身近な課題を自発的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行う組織として、市内全域に43の住民協議会を設立し、それぞれの地理的な特性や地域資源、課題、そして地域住民が自分たちのまちをどうしていきたいのかをまとめた「地域計画」を策定している。
- ・まちづくりは、地域と行政が一緒になって進めていくものであることから、住民協議会が策定した「地域計画」を、行政計画と両輪の機能を果たすものであるとの認識のもと、「総合計画」に「地域計画」の趣旨を反映している。
- ・都市計画マスタープランにおいても、「地域別構想」に「地域計画」を反映することで、市民と協働・連携したまちづくりを進めるものとする。



◇地域区分

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1. 松阪駅周辺市街地地域      | 17. 橿田川中流市街地地域   |
| 2. 松阪駅北部市街地地域      | 18. 橿田川下流東部地域    |
| 3. 松阪駅東部市街地地域      | 19. 橿田川中流南部地域    |
| 4. 松阪駅南部市街地地域      | 20. 阪内川上流地域      |
| 5. 松阪駅西部市街地地域      | 21. 碧川下流地域       |
| 6. 西部海岸地域          | 22. 雲出川下流右岸地域    |
| 7. 松阪港周辺市街地地域      | 23. 中川駅周辺市街地地域   |
| 8. 東部海岸地域          | 24. 三渡川中流地域      |
| 9. 橿田川下流西部地域       | 25. 一志嬉野 IC 周辺地域 |
| 10. 金剛川中流市街地地域     | 26. 中村川中流地域      |
| 11. 橿田川下流丘陵地地域     | 27. 中村川上流地域      |
| 12. 金剛川上流丘陵地地域     | 28. 橿田川中流柿野地域    |
| 13. 阪内川西部平坦地地域     | 29. 橿田川中流粥見地域    |
| 14. 阪内川西部丘陵地地域     | 30. 橿田川上流宮前地域    |
| 15. 松阪 IC 周辺地域     | 31. 橿田川上流川俣地域    |
| 16. 阪内川・橿田川中流丘陵地地域 | 32. 橿田川上流森・波瀬地域  |



地域区分図